

酒田市公文書等の管理に関する条例の一部改正

酒田市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」の次に「（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に改正前の酒田市公文書等の管理に関する条例の規定により上下水道事業管理者がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に改正前の水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の規定により上下水道事業管理者に対してなされている申請、届出その他の行為は、改正後の酒田市公文書等の管理に関する条例の相当規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。